

共同募金 宮代町支会 (社協は、共同募金宮代町支会の事務局も兼ねています)

赤い羽根をシンボルとする共同募金は、社会福祉法に制定され、都道府県の区域を単位として厚生労働大臣が期間(10月～3月)を定めて行う寄付金の募集です。共同募金で集められたお金は、地域福祉の推進のために、その集められた区域内において社会福祉事業、厚生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を営む者に配分されます。宮代町で集められた募金は、50%が宮代町社協の事業費として配分され、残りの50%が埼玉県内の福祉施設に分配されます。下記の事業に大切にに使わせていただいています。

宮代町支会での主な使い道

認知症を支えるまちづくり事業

『認知症があっても暮らしやすい街』の構築に向けて、日本工業大学、町と連携し、定期的な会議や展示会、講演会等、認知症への理解につながる事業を企画、実施をしています。



社会福祉協力校指定事業

町内の小・中学校、高校、特別支援学校を福祉協力校に指定し、福祉教育を促進するために必要な費用を助成し、また、ボランティアや障がい者による体験教室等を実施しています。



日本赤十字社 宮代町分区 (社協は、日本赤十字社 宮代町分区の事務局も兼ねています)

日本赤十字社は、世界中で戦争・紛争犠牲者の救援をはじめ、災害被災者の救援、医療、保険・社会福祉事業など、人道的支援活動を展開する団体です。

また、国内で発生する災害に対しても、救護員を速やかに被災地に派遣して医療救護を行い、救援物資の提供や義援金の受付も行っています。その他医療機関としての赤十字の病院の運営、看護師養成事業、社会福祉施設の運営、救急法等の講習、献血事業などの活動を行っています。

宮代町分区での主な使い道

町内の火災や浸水などの被災者に対して、布団・毛布・日用品セットなどの災害救援物資や災害見舞金を迅速にお届けしています。自治会の要望に応じて、救命講習会の講師派遣やハイゼックス炊飯袋・耐熱用の袋を使った災害時に役立つ調理法の紹介等も行っています。



社会福祉法人 宮代町社会福祉協議会

- 住所: 〒345-0817 宮代町字西原 278 (福祉交流館すてっ宮代(旧ふれ愛センター))
- 電話: 0480-32-8199
- Fax: 0480-32-8299
- Mail: miyashiro@syakyou.org
- 開所時間: 月曜日～金曜日 ※第1日土曜・第3日曜開所 (午前8時30分～午後5時15分)

公式 HP



LINE



Facebook



令和6年度 宮代町社会福祉協議会 会員加入のお願い



皆様からの会費が地域福祉を支えています

社会福祉協議会とは (略称: 社協とは)

社会福祉法に基づき、全国の市町村に設置されている地域福祉の推進を目的とした社会福祉法人です。

行政だけでは対応できない細やかな福祉サービスや制度の狭間を補う支援等さまざまな福祉活動を展開し、また、町民の方々が取り組む福祉活動を支援しています。

会員加入・集金の方法

自治会・町内会の皆様に自治会の実情に応じた時期・方法で会費の集金や取りまとめに協力をいただいています。

会員の種別	会費額
一般会員	1口 500円
賛助会員	1口 1,000円
特別会員	1口 5,000円

社協の会費の主な使い道は、次ページをご覧ください



皆さんの会費や寄付が地域福祉を支えています

地域の様々な人々が、つながり・ささえあい・あしんの暮らしが手に入れられるように、社協は日々活動し、会費はその大切な財源になっています。皆さまのご協力をお願いいたします。

【社協会費(約380万円)の主な使い道】



住民参加による地域福祉活動を支援しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援しています。また、さまざまな貸出事業も行っています。

生活にお困りの方の支援をしています。ボランティアの育成・コーディネートをしています。

① 福祉活動支援

◆すてっぴ宮代施設等の貸出し

すてっぴ登録団体へ会議室の貸出し(無料)や活動に必要な印刷の利用(有料)等の支援を行っています。



◆福祉活動推進事業所等支援事業

町内の福祉活動を行っている事業所に対し消耗品及び物品等を配布し、また、福祉活動が充実するように、異分野の事業所間の交流会、情報交換会を開催します。



◆地区・自治会活動支援事業

備品の貸出しや出前講座、一芸ボランティアや地域応援学生ボランティアの調整等の支援を行っています。



② 在宅支援

◆福祉機器貸出事業

車いす、松葉杖、ロフトクラッチ、歩行器、杖、4点杖、シャワーチェア等の貸出しを行っています。



◆福祉車両貸出事業

車いすに乗ったまま乗り込むことができる車両をガソリン代実費相当で貸出ししています。



② 高齢者・障がい者・児童福祉の推進

◆ふれあい友の会・ふれあい生活支援事業

ひとり暮らし高齢者の見守りや家事援助等の生活支援(笑顔のチケットの配布)を行っています。

◆訪問理美容助成事業

心身の状態から理容・美容店に出向くことが困難な方に、訪問による理美容サービスを受けた際の費用の一部を助成しています。

◆地域交流サロン支援事業

高齢者の支え合いの場所である地域交流サロン活動のお手伝いをしています。

◆ユニバーサル大会 p

福祉への理解を広げるため、『宮代みんなのふくしカルタ』を通じて誰もが参加できるイベントを実施し、交流する機会を提供します。

◆音訳 CD 配布事業

広報誌を音訳 CD や点字本にし、申し込みのあった方へ配布しています。「みやしろ音訳ボランティア」『点字サークル宮代』に協力いただいています。

◆ゆうやけひろば(子ども食堂)の運営

様々な家庭の事情により、家族と食事をとることが難しい子ども・保護者に対し、低価格での食事提供と居場所づくりを目的とした子ども食堂をボランティアとともに運営しています。遊び相手のボランティアによるあそびばも開催しています。



◆就学ランドセル応援事業

ひとり親家庭等に対し、小学校入学時におけるランドセル購入にかかる費用の一部を助成しています。



③ 生活困窮者支援

◆福祉資金の貸付事業

生活費に困った方に応急的な貸付を行っています。

◆生活困窮者自立支援事業

生活にお困りの方の自立へのお手伝いをします。

◆フードパントリー事業

ご家庭で使いきれない食品や企業等から食品の寄付を集め生活にお困りの方等、支援の必要な方に食料を配布しています。



④ ボランティア活動支援

◆ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動の啓発や養成、ボランティアへの支援、コーディネートその他、ボランティア同士の交流の場の創出などを行っています。

◆福祉教育事業

小中学校からの依頼を受け、体験機材の貸出しや、担当するボランティア団体・法人等と連携し、出張体験教室を行っています。



◆災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

災害発生時に町外からのボランティアを円滑に受け入れ、派遣できるよう、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営の訓練を行います。



その他の主な社協事業

◆みまもりの「わ」事業

日常生活の中のゆるやかな見守り活動を広げています。



詳細は



◆生活支援体制整備事業

高齢者のやりがいや、生きがい作りを通して社会参加を推進しています。

◆認知症を支えるまちづくり事業

宮代町、宮代町立図書館、日本工業大学と連携し、『認知症にフレンドリーな街』を目指してさまざまなイベントを実施しています。



◆あんしんセーフティねっと

生活に困っている方に、滞納している公共料金や生活費等のお金を給付します。

◆福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や障がい者の方の金銭管理等を行っています。

◆西原自然の森拠点事業

町及び関係団体と連携し、西原自然の森を拠点としたすてっぴ祭り等を実施し、人や団体等をつなげる場を作っています。

◆歳末生活応援事業

経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭等に対し、少しでも温かい新年を過ごしていただくために、ありがとう商品券を配布します。

◆居宅介護支援事業所・訪問介護事業所の運営

介護サービスにかかる利用調整や訪問介護サービスを提供しています。

◆特定相談支援事業所・障害福祉サービス事業所「ひまわりの家」の運営

障がいのある方のサービス利用調整や、活動の場を提供しています。

… など